

はじめに

安心・安全な消費生活を送るために

人口減少・超高齢社会の到来や高度情報化、グローバル化の進展など消費者を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

私たちの消費生活は、規制緩和の進展やインターネットを活用した商取引の増加などを背景にますます便利で豊かになっています。その一方でトラブルに遭うケースも多くなり、しかもその内容が複雑多岐にわたっております。特に一人暮らしの高齢者等を狙った悪質・巧妙化した手口による消費者被害があとを絶ちません。



この様な状況の中、国は、36年ぶりに改正された「消費者基本法」に基づき、平成17年4月、「消費者基本計画」を初めて策定しました。また、県では、同年7月、消費者被害の発生と拡大を防止するため、「埼玉県民の消費生活の安定及び向上に関する条例」の一部改正を行い、事業者に対する指導の充実・強化を図りました。

そして、このたび、県では、こうした国の動向や消費者を取り巻く状況の変化に的確に対応するため、平成10年度に策定した「埼玉県消費生活基本計画」の見直しを行いました。

新たな計画では、平成19年度からの県の総合計画「ゆとりとチャンスの埼玉プラン」との整合性を図ることとしました。また「消費者の安心・安全の確保」、「消費者の自立のための支援」、「消費者トラブルへの広域的・機動的な対応」という基本的視点に立ち、消費者、事業者、消費者団体、NPO、行政が共に力を合わせ、施策の推進を図ることとしています。

計画の見直しに当たりましては、県議会並びに審議会の委員の皆様をはじめ、多くの県民の皆様から貴重な御意見や御提言をいただきましたことを心から感謝申し上げます。

私は、今後とも、県民の皆様が安心・安全な消費生活を送ることができるよう、施策の推進に全力を尽くしてまいります。

どうか、皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成19年2月

埼玉県知事 上田清司